

台湾の半導体企業等向け宮城県紹介動画・ガイドブック作成業務 企画提案募集要領

この要領は、「台湾の半導体企業等向け宮城県紹介動画・ガイドブック作成業務（以下「本業務」という。）」を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

(1) 業務名

台湾の半導体企業等向け宮城県紹介動画・ガイドブック作成業務

(2) 事業目的

台湾の大手半導体受託製造企業 P S M C と S B I ホールディングス株式会社によって設立された、 J S M C ホールディングス株式会社の半導体製造工場の建設予定地が本県に決定したことに伴い、フル稼働時には、台湾で働く約 200 人以上の従業員が、その御家族とともに本県に移住すると想定されている。

このため、台湾の方々が本県で安全かつ安心して暮らすことができるよう、台湾から移住する際の不安や困り事を可能な限り解消するため、本県での暮らしの魅力等を紹介する動画及びガイドブックの作成を委託するものである。

なお、動画及びガイドブックは本県の生活環境、文化、観光、医療、教育等、複数の分野ごとに作成するものとする。

(3) 委託業務内容

別添「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

※ただし、本業務に係る歳出予算の繰越が県議会において承認された場合は延長することができるものとする。

延長後の契約期限は、業務委託候補者と別途協議の上、決定することとするが、現時点において、県が想定している事業完了時期は今年夏頃としている。

(5) 事業費（委託上限額）

10,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ただし、本業務に係る歳出予算が不成立となった場合は、契約手続きの中止を行う。

2 応募資格

プロポーザルへの参加を申し込む者は、次の全ての資格要件に該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

(2) 本業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者。

(3) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受

けた者を除く。) でないこと。

- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号（別表1）に規定する措置要件に該当しない者。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者。
- (9) 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 全ての構成員が（1）から（8）までの要件を満たしていること。
 - ロ 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本企画提案に参加していないこと。
- (10) 本業務を的確に遂行する能力を有する者であること。

3 スケジュール

募集開始から契約締結、業務着手までの予定は下表のとおりである。

企画提案の募集開始	令和6年2月22日（木）
質問受付	令和6年2月22日（木）から 令和6年3月 7日（木）まで
質問への回答	令和6年3月11日（月）までに順次回答
企画提案書の提出期限	令和6年3月13日（水）正午必着
企画提案書の書面審査（3者を超える場合に限る）	提出期限後速やかに実施
書面審査の結果通知（3者を超える場合に限る）	令和6年3月15日（金）
企画提案書のプレゼンテーション審査	令和6年3月18日（月）午前中（予定）
審査結果の通知	令和6年3月下旬
見積合わせ、契約の締結	令和6年3月下旬
業務開始	令和6年3月下旬
委託契約終了	令和6年3月29日（金）まで

4 企画提案に関する質問受付及び回答

（1）受付期間

令和6年2月22日（木）から令和6年3月7日（木）午後5時まで（必着）

（2）提出方法

イ 企画提案に係る質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、以下のとおりとする。

semicon@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部半導体産業振興室）

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

（3）回答方法

令和6年3月11日（月）までに宮城県経済商工観光部半導体産業振興室のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

5 企画提案書の提出等

(1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書（様式第2号）

ロ 企画提案書（任意様式）

規格：A4横版・横書き、日本語で20ページ以内（表紙及び目次は含まない。）

・企画提案書データ 1部

※企画提案書については、下記の構成により作成すること。

【企画提案書の構成】

①表紙

「業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者」、「担当者（所属・氏名）」及び「担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）」

②目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

③本文

仕様書第2～3（1）に示す、分野ごとに作成する動画のシナリオについて提案すること。また、ガイドブック作成時に使用する、動画作成過程で入手したコンテンツ素材の活用イメージについても提案すること。内容については以下の項目を整理すること。

- ・動画のシナリオが台湾からお越しになる方々の目線で作成されているか。（関心事を的確に捉えているか。）
- ・関心事の把握に当たり、適切な判断材料を用いているか。
- ・動画に盛り込む予定の映像素材は、本県の暮らしやすさや魅力等が伝わるものであるか。
- ・紙媒体のガイドブック作成に当たり、レイアウトや掲載画像など、動画作成過程で入手したコンテンツ素材の活用イメージが示されているか。

④体制等

・業務のスケジュール

・業務実施体制

⑤同種の業務の過去の実績

ハ 企画提案書（要約版）（指定様式）

ニ 応募資格に係る宣誓書（様式第3号）

ホ 参考見積書（任意様式）

- ・本業務に係る経費（人件費、交通費等）は全て計上すること。
- ・仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。
- ・参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度、見積書の提出を求める。

ヘ 委任状（様式第5号、様式第6号）

※企業連合による企画提案を行い、かつ必要な場合のみ提出

(2) 提出方法

イ 提出期限

令和6年3月13日（水）正午必着

ロ 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、ファイル容量の都合上送信できない場合は連絡すること。

※押印が必要な書類は、押印の上写しをPDF形式で提出すること。押印した原本はプレゼンテーション審査の際に提出を求めるのでそれまで保管すること。

ハ 提出先

semicon@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部半導体産業振興室）

(3) 留意事項

- ・企画提案は1者につき1案とする。
- ・提出された書類の差替え、変更及び取消は認めない。また、提出された書類は返却しない。
- ・審査は提出された企画提案書類により行うが、企画提案書類の提出後、内容について確認や説明を求めることがある。
- ・企画提案の提出に係る全ての経費は企画提案者の負担とする。
- ・提出了企画提案を取り下げる場合には、速やかに取下願（様式第4号）を提出すること。
なお、取下願の提出があった場合、再度の企画提案は認めない。
- ・提出された企画提案書類は行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き開示することとなるので留意すること。

6 企画提案書の審査及び選定

(1) 評価・選定の体制

イ 企画提案者の評価は、評価基準（評価の視点）ごとに設定された配点により行う。

ロ 評価順位は最高順位最多取得方式により、各委員の1位を最も多く取得した応募者1者を選定し、同点の場合は、採点合算方式により、各委員の点数を単純に合算し、その合計点が高い応募者を業務委託候補者として選定する。

ハ ロの評価の結果、同点の企画提案者が複数いる場合は、委員の協議によって業務委託候補者を選定するものとする。

ニ 前項の規定にかかわらず、各委員の評価点数の合計が6割に満たなかった場合には、優秀な企画がなかったものとみなし、再度企画提案を公募の上、選定委員会を開催する。

ホ 応募者が3者を超えた場合は、事務局により、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査（書面審査）を実施し、上位3者を選定する。

ヘ 応募者が1者のみであった場合は、選定委員の評価点の合計が6割以上となった場合に業務委託候補者として決定する。

(2) 書面審査

イ 書面審査の実施日

提出期限後速やかに実施するものとする。

ロ 書面審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、事務局により評価基準（別表2）に基づいて審査し、提案者の中から上位3者を選定する。

ハ 書面審査終了後は、速やかに全ての企画提案者に審査結果を通知する。

(3) プレゼンテーション審査

イ 実施日時

令和6年3月18日（月）午前中の実施を予定。詳細は応募者に別途通知する。

ロ 実施場所

宮城県行政庁舎内を予定。詳細は応募者に別途通知する。

ハ 実施方法

- ・プレゼンテーションへの出席者は1者につき3名以内とする。
- ・1者当たりの持ち時間は40分以内（説明25分以内、質疑応答15分以内）とし、本県から指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された企画提案書類に基づいてプレゼンテーションを行うこと。
- ・当日の新たな資料配付は、企画提案書類の差し替えや変更に当たらず、補足説明の範囲を超えないものに限り認める。その場合は8部持参すること。
- ・プレゼンテーションの会場には本県でプロジェクト又はモニター及びHDMIケーブルを用意するので、パソコンを持参してプレゼンテーションを実施することも可とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、応募者全員に文書により通知する。

また、「入札結果等の公表要領（平成20年4月1日施行）」に基づき、見積合わせの結果及び選定に係る以下の事項を公表する。

イ 企画提案者名称

ロ 選定された候補者の名称と得点

ハ 他の候補者の得点（得点を点数順に記載するのみで、参加者名は列記しない）

ニ 選定委員名

(5) 業務委託候補者の選定の取消

次の場合は、業務委託候補者の選定を取消し、評価順位が次点の者を業務委託候補者とする。

イ 業務委託候補者が辞退した場合。

ロ 委託契約を締結するまでの間に、2の応募資格を有しないことが判明した場合。

7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）故意に選定委員会の委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- （2）提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合。
- （3）本募集要領等に従っていない場合。
- （4）同一の提案者が、2件以上の企画提案書を提出した場合。
- （5）民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案。
- （6）その他企画提案者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合。

8 委託契約の締結

（1）委託契約先

本業務は、原則として、業務委託候補者に委託する。

（2）仕様の決定

委託する仕様の内容は、プレゼンテーションの審査結果通知後、仕様書及び企画提案の内容

を踏まえ、本県と業務委託候補者とで協議の上、決定する。

(3) 見積合わせの実施

本県は、業務委託候補者と、宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務を委託するものとする。

(4) 業務委託料の支払条件

業務委託料の支払条件については、本県と業務委託候補者との協議により、契約書で定めるものとする。

(5) 契約保証金

業務委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(6) その他

本業務の実施により知り得た業務上の秘密は、契約期間に問わらず、第三者に漏えいしてはならない。

9 問合せ先

宮城県経済商工観光部半導体産業振興室（担当：飯田）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎14階）

TEL 022（211）2486 FAX 022（211）2739

(別表1) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱 別表

措置要件
1 登録業者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
2 登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
3 登録業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
4 登録業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 登録業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

注) 使用人が、登録業者のために行つた行為は、登録業者の行為とみなす。

(別表2) 評価基準

項目	評価の視点	配点
1 動画・ガイドブック作成	・下記の分野ごとに作成される動画のシナリオが台湾からお越しになる方々の目線で作成されているか。（関心事を的確に捉えているか。）	
	・上記関心事の把握に当たり、適切な判断材料を用いているか。	
	・動画に盛り込む予定の映像素材は、本県の暮らしやすさや魅力等が伝わるものであるか。	
	・紙媒体のガイドブック作成に当たり、レイアウトや掲載画像など、動画作成過程で入手したコンテンツ素材の活用イメージが示されているか。	
	①生活環境（気候・人口等の基礎情報、新工場の立地場所とその周辺状況、交通・商業施設・住環境等の本県の暮らしやすさに関する情報）	30
	②文化（台湾との生活慣習の違い、食文化や季節行事など日本・本県特有の慣習）	30
	③観光（台湾の方々にとって魅力的に映る本県の観光資源）	30
2 業務遂行能力	④医療・介護（病院・病床数等の基礎情報、台湾との制度の違い・本県における利便性など）	30
	⑤教育（学校・教育課程に関する基礎情報、台湾との制度の違い・本県の教育環境の特徴など）	30
	⑥独自提案（①から⑤以外の分野における追加動画の作成、取材・編集方法や映像素材の取得に係る他社との差別化など）	20
	・県が想定している実施スケジュール（今年夏頃の事業完了）に沿った業務実施体制（人員、映像素材等の取得方法、打合せ、校正等）となっているか。	
	・類似の業務実績がある等、着実な業務遂行が見込まれるか。	30
	合計	【200】